

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第14号

万が一、園で事故や不適切保育が発生してしまった場合に意識すべきこと

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。  
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

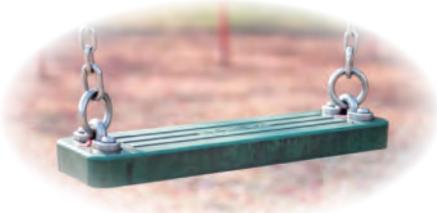
2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士  
板垣 義一

### Q uestion

あってはならないことですが、園ではお子さんをケガさせてしまうことがあります。また、昨今は不適切保育に関する報道も増えており、無いと信じていますが今後自分の園でもこのような事態が起こってしまうかもしれません。そこで、事故や不適切保育が発生した場合に気をつけるべきことがあれば教えてください。



ブランコから落ちた～



けがしちゃった～

せんせい、こわい…

### A nswer

最も重要なことは対応のスピード感です。園内での園児のケガや体調不良に迅速な対応ができていない場合、保護者からの信頼を失い、厳しい意見やクレームに直結します。不適切保育の場合、そのことだけで信頼を失っているのに、迅速な対応ができないでいると信頼関係の再構築が不可能にまで至ってしまうこともあります。

園では、乳幼児がケガするような事故であったり、急な体調不良を起こしたりということが避けられません。症状が軽微であればお迎えの時に保護者に報告をすれば十分かもしれませんが、ケガの程度が大きいとか重篤な症状である場合には、速やかな対応が必要となります。

どこの園でもきちんと対応されているかとは思いますが、急な医師の診断が必要な場合には、速やかに119番をするか嘱託医等の病院に連絡をすることはもちろん、それと同時に、保護者にも連絡をとるべきでしょう。事故状況をきちんと整理したいからなどの理由で、保護者への連絡を後回しにすることがあってはなりません。

スピード感を持った対応は、不適切保育が発覚した場合でも同様です。不適切保育を把握した場合にやるべきことは、被害児童とその保護者に対する謝罪と事実関係の調査、必要に応じて保護者説明会の開催となるでしょう。ここで、バレなければいいとの気持ちで不適切保育を隠蔽することは論外ですが、正確な事実の把握に努めるあまり、調査に時間をかけてその間何も報告していないという状況も避けるべきです。不適切保育判明後、相当に間が



重大事故を「ひとごと」と感じていませんか。重大事故は「いつでも起こる可能性がある」と考えるべきです。

裁判事例から読み解く事故予防策を紹介しています。

- ISBN: 978-4-925258-07-4
- 著者: 柴田 洋平 / 遠藤 登
- 判型: AB 判
- 頁数: 116



詳細はこちらから▶

## A nswer (後半)

空いてから保護者説明会を開催したとしても、聞く側は「なんでいまさら」という気持ちにしかならず、不信感のみが増大する結果になりかねません。不適切保育に関する保護者説明会を実施するのであれば、可能な限り早く行うべきです。個別の謝罪や調整すべきこともありますので、不適切保育の事実を園として把握してから保護者説明会実施までが10日程度であれば、スピード感を持って対応していると評価できると思います。詳細な事実関係が把握できていない場合には、初回の説明会で詳細は調査中であることを報告し、後日なるべく速やかに結果を報告すると説明すべきでしょう。何も連絡や報告が無かったということが、後々の不安感や不信感につながってしまいます。

不適切保育を認識しているにもかかわらず、それを放置し、保護者への報告・謝罪や事実関係の調査を行わないでいると、保護者の不信感を招くことはもちろん、監督権限を持つ行政からの指導等の対象となります。そうなってくると、マスコミ報道もあり得るでしょう。スピード感を意識した適時適切なタイミングで、関係者に対して、必要な対応をすることが非常に重要であると考えます。

